

譲渡を目的とした配水管布設工事の申請手順

譲渡工事の申請においては、うるま市水道事業の定める施工基準を譲渡申請の条件とし、以下に示す申請手順において工事手続きをおこなう。

譲渡申請における主な条件

費用に関する条件

1. 工事または区分地上権設定登記に要する費用は、原則として当該工事申込者の全額負担とする。

施工に関する条件

1. 工事施工者はうるま市に「うるま市指定給水装置工事事業者」として登録を行っている者であること。
2. 施工に際し、工事主任技術者として「1級もしくは2級土木施工管理」資格者を置くこと。
3. 設計、施工はうるま市水道事業の基準によるものとし、資材は水道事業の指定する資材を使用すること。
4. 工事完了後は、当該工事の竣工図面、又はその他の書類を水道事業の指定する様式で提出すること。

土地使用に関する条件

1. 主として配水施設を布設する場所は、建築基準法に基づく「位置指定道路」を原則とする。
2. 位置指定道路部分においては土地所有者から「土地使用承諾書」及び「区分地上権設定登記」により、占用及び将来的な維持管理に関する承諾を得る。ただし、当該道路用地を市配水管への接続前に市に移管する場合は地上権の設定登記は必要としない。
(※道路の移管に関しては市維持管理課へお問い合わせください)
3. 公道部分の占用においては、道路管理者より占用許可を受けること。

維持管理等に関する条件

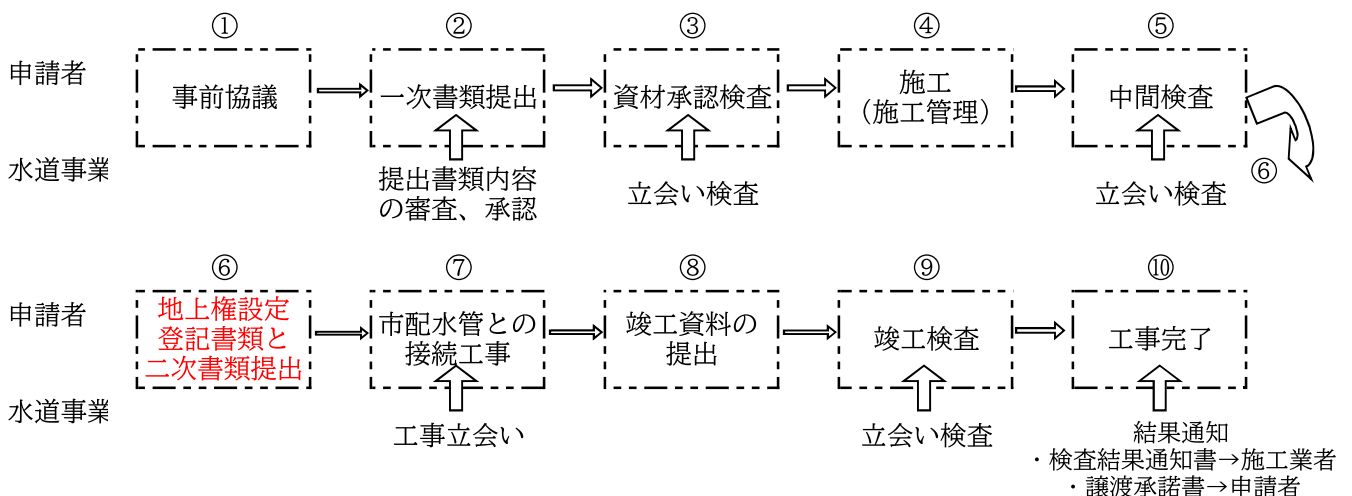
1. 譲渡後の施設の維持管理、および使用許可（隣地への分岐など）については、水道事業がその運営基準において行う。
2. 申請者は当該施設譲渡の日より2年間は、瑕疵責任を負うものとする。

各宅地への給水管の引き込み等に関する条件

1. 当該譲渡配水管からの給水開始は譲渡手続きのすべてが完了した後とする。
2. 施設譲渡の対象となる物件は、配水管、およびそれに付帯する弁類等についてのみであり、譲渡工事において各宅地への給水管の布設を行ってはならない。

※（譲渡する配水管から分水し給水引き込み工事を行う場合は、給水装置工事担当課に申請を行うこと。）

譲渡申請における手続きフロー



①事前協議

1. 各条件の確認を十分におこない、不明な点がある場合は担当者に説明を求めること。また工事において特に考慮すべき事柄がある場合には、あらかじめ担当者へ報告を行うこと。
2. 当該配水施設の設計根拠や利用計画（全体または戸別の計画使用水量、将来的な使用予測など）について十分な説明が出来るように、資料を準備しておくこと。
3. 開発行為等における消火栓の設置条件については、事前に消防本部と十分協議を行うこと。（譲渡工事申請時に消防との協議内容を記録した協議書を添付すること。）
4. 管路において水の停滞が起こるおそれがある場合は、管路の末端に排水弁を設置し、排水口のある側溝上部は取り外し可能なグレーチングとすること。
5. 工事に伴う道路占用手続きについて

配水管との接続等に伴う、公道部の道路占用手続きについては、以下のとおりに行う。

- （1）市道および市の管理するその他の道路（里道、農道等）において道路占用を行う場合は、工事申請者において道路占用許可申請を行う、ただし、工事完了時に一件書類（「道路占用許可書」及び提出を行う「道路占用許可申請書」、「着手届」、「完了届」、及び添付書類）の写しを提出してもらうので、各届け出書類はコピーして保管しておくこと。
- （2）国道または県道部において占用が必要な場合は、各道路管理事務所にて事前に調査、協議を行い、道路占用申請書類を作成する。申請は水道事業名義にて行うので、水道事業担当者に記載内容の確認をとること。

②一次書類提出

1. 工事申請当初において以下の書類を提出すること
 - （1）配水施設工事申込書（様式1号）
 - （2）誓約書（様式4号）
 - （3）工事設計図面（平面図、立面図、土工図、位置図、オフセット図、安全対策図等）
 - （4）土地使用承諾書、公図、登記簿
 - （5）位置指定道路確認書類（指定書の写し、又は審査完了通知書の写し）
 - （6）道路占用許可申請書の写し、道路占用許可書
 - （7）資材承認願書、添付書類（各製品の品名、規格・寸法、許認可書の写し）、材料確認調書
 - （8）資格書の写し（うるま市給水装置工事事業者証、主任技術者要件にかかわる資格証の写し）
 - （9）その他、必要と認められる書類
- ※（1）、（2）においては実印による押印とし、印鑑証明を添付すること。
2. 各提出書類において氏名等の記入を行う際は、本人による自筆を原則とし、主任技術者等による代筆は認められない。
 3. 公道において工事を行う際には、事前に警察署及び消防本部で道路使用許可の手続きを行うこと。
- ※（1）～（9）の書類に不備がある場合、譲渡を承諾しないことがあります。

③資材検査

1. 資材の発注は、水道事業の使用承認を受けてから行うこと。
2. 資材検査（水道事業担当者立会い）を受けること。
検査方法：資材をヤードに集積した後、確認検査を行い、各資材の規格等を黒板に記載し写真を撮影する。
3. 工事に使用する資材は、JIS又はJWWAにより水道用として規格されたものの中から水道事業が決定するものとし、以下を標準とする。（ただし、施工場所や条件によってはその他の資材を水道事業で指定することがある）

配水管からの分岐：

- ・ 不断水割りT字管又はT字管
- ・ 硬質塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄異形管 引用規格 JWWA K131

管及び継手：

（φ50mm～）：水道配水用ポリエチレン管及び継手 JWWA K144, K145、PTC K03, K13, G30, G32、PWA 003, 004

（栓止め）：EFキャップ JWWA K 145 ※排水弁を必要としない場合。

弁類：

（私道部制水弁）：水道用ワトシール仕切弁（左開、内面ポリ粉体塗装） JWWA B120

（排水弁）：水道用仕切弁（左開、内面ポリ粉体塗装） JWWA B122 ※担当と調整すること

（弁きょう）：ねじ式弁きょう MSN-SLU型

（弁きょう蓋の表示については事前に水道事業担当者に確認しておくこと。）

※工事において使用する資材の納品書は、後に提出を要するので、納品書は保管しておくこと。

④施工（施工管理）

1. 施工においては、日本水道協会制定の「水道工事標準仕様書」並びに沖縄県土木建築部制定の「土木工事等共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」に従い工事をおこなうこと。
2. 資材検査合格後に工事着手し、資材は検査に合格した物のみを使用すること。
3. 写真管理：着手前、施工工程、完成後の写真を適時撮影し、施工順序に従ってアルバムに整理する。
 - ・ 写真撮影箇所は全景及び代表部分（始点、終点、測点、曲点、特殊製品使用箇所等）とする。
 - ・ 深さ、幅、土被り厚さが確認できるように、クロスロッド等の測定器具を用いて撮影する。
4. 継ぎ手チェックシートを用いて施工管理を行う。（鋳鉄管または配水用ポリエチレン管の場合）
5. オフセット測定箇所は埋戻し前に、計測すること。
6. 市配水管との接続前に試掘を行う場合は、水道事業担当者の立ち合いを求めること。
7. 安全対策を十分に行い、現場内の安全管理に努めること。

⑤中間検査

1. 水圧検査：管内に水道水を充填し、鋳鉄管は1.0Mpa、塩ビ管・ポリエチレン管は0.75Mpaの圧力をかけ、2時間保持する。
2. 管消毒：管内に10mg/ℓの塩素水を充填し、24時間静置する。その後、管内の残留塩素濃度を測定し、5mg/ℓ以上あれば管消毒は完了とする。

※水圧検査開始時、水圧最終確認時（2H後）、塩素水注入時、管消毒最終確認時（24H後）は水道事業担当者
が立ち会う。

⑥地上権設定登記書類と二次書類の提出

1. 配水管との接続工事前に以下の書類を提出すること。

(1) 配水管譲渡申請書(様式3号)

*工事金額は、配水施設の資材費のみを計上すること。(それ以外の費用は計上しない※路盤材、As合材等)

*管種や口径が2種類以上の場合は、内訳金額も示すこと。

(2) 工事完成検査願

(3) 資材納品書(写しでも可)

(4) 竣工図(白図:A3版) ※製本作業はまだ行わないこと。

(5) 工事写真(中間検査までの分)

(6) 道路占用書類(県道…着手届、市道又はその他道路…着手届の写し)、道路使用許可書の写し

(7) 区分地上権設定登記書類、区分地上権を設定しない場合は市への帰属を確認できる書類。

(8) その他、必要書類

(例) 工事金額	¥1,200,000
内訳) HVP φ50mm	¥700,000
ポリエチレン管 φ50mm	¥500,000

⑦市配水管との接続工事

1. 市配水管との接続工事は、すべての必要書類が提出されてから行う。
2. 連結工事の施工日時については水道事業担当職員と十分調整し決定すること。
3. 公道での掘削の際は、電力ケーブル、通信ケーブル等がないか各管理事務所等で確認し、必要な場合は立ち合いを求めること。
4. 公道において掘削を行う場合は、前日からの掘り置き等を行わず、掘削した部分は必ず当日で埋め戻すこと。また、仮舗装、舗装の本復旧においても速やかに行うこと。
5. 断水を伴う場合は事前に水道事業と協議を行い、十分な労務配置を施し、規模や時間を最小限にとどめるよう勤めること。
6. 市配水管との接続後は制水弁で止水し、工事手続きがすべて完了後に通水をおこなう。

⑧竣工資料の提出

1. 接続工事後、速やかに以下の書類を水道事業へ提出すること。
 - (1) 工事写真(追加分…配水管接続工事分、舗装完了分、その他)全体の写真データ
 - (2) 道路占用書類(県道…完了届、市道又はその他道路…道路占用申請における一件書類の写し)
 - (3) 道路位置指定書の写し

⑨竣工検査

1. 事前に主任技術者により自主検査を行うこと。
2. 検査の日時、検査時に必要な道具の準備などは、事前に水道事業検査員と打ち合わせておくこと。

検査後

(1) 竣工図(JW_CADデータ、PDFデータ)※竣工図はデータのみ提出とする。

(※) 配水管譲渡申請書(様式3号) (前回提出時より数量に変更がある場合)

⑩工事完了

1. 竣工検査に合格し、竣工資料の提出をもって工事完了とする。工事完了後は下記のとおり通知する。
「検査結果通知書」 → 施工業者、 「譲渡承諾書」 → 申請者

譲渡を目的とした配水管布設工事の申請手順 (Q&A)

Q1) 配水管布設工事申込書及び誓約書の申込者、施工業者の押印は認印でよいか。

A1) 実印です。

Q2) 申込書提出後、どれぐらいで審査終わりますか。

A2) 事前調整後、書類提出し手直し事項等がなければ1週間から2週間程度です。

Q3) 区分地上権設定契約書は、申請者側で作成ですか。

A3)

- ・ 区分地上権設定契約書は水道部工務課にて作成します。
- ・ 区分地上権設定は申請者負担にて、登記をお願いします。
- ・ 登記申請から完了まで、時間を要することから余裕をもって行ってください。

Q4) 区分地上権設定契約書に必要な提出書類を教えてください。

A4) 分筆後の登記簿及び公図です。

Q5) 工事工程の都合により、区分地上権設定（登記前）に時間がかかることから既設本管と接続し舗装を行いたいのですがいいですか。

A5)

・ 二次書類及び区分地上権設定（登記後）登記簿確認後、既設本管の接続になります。

（申請手順を参照してください）

- ・ 余裕をもって、登記申請等を行ってください。